

新潟県中越沖地震に伴う東京都の支援について（第19報）
（被災地域からの生徒・学生等の転学の受け入れ等について）

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震に伴い、被災地域から都立学校への生徒・学生等の転学の受け入れ等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 転学の許可

平成19年新潟県中越沖地震により、現在在籍する高等学校、高等専門学校及び特別支援学校幼稚部又は高等部（以下「高等学校等」という。）に通学することが困難となった生徒・学生等から、都立学校への転学の希望があった場合、都立学校長は在籍者数及び入学時期にかかわらず、平成19年度中は転学を許可することができる。

2 対象となる生徒等

(1) 対象生徒・学生等

次のア及びイに該当する者

- ア 平成19年7月16日現在、新潟県中越沖地震による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより在籍する高等学校等への通学が困難となった者
- イ 都内に転居することが確実な者（保護者のいずれか一方と転居する場合又は都内に身元引受人がおり、転居して身元引受人と同居する場合を含む。）

(2) 書類による確認等

原則として、次の証明書等により応募資格の確認を行う。

- ア 上記「ア」関係……罹災証明書
- イ 上記「イ」関係……転居に関する申立書及び転居を証明する書類
(身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書及び身元引受人の住民票記載事項証明書)

3 学力検査等の実施

- (1) 都立高等学校及び高等専門学校……学力検査、作文、面接等のうち、必要な検査を実施し、選考を行う。
- (2) 都立特別支援学校幼稚部及び高等部……転学相談を実施する。

4 授業料等の取り扱い

「東京都立学校の授業料等徴収条例」第5条等に基づき、入学検査料、入学科及び授業料は免除する。

5 転学の相談受付(月曜日から金曜日までの9時～17時)

- (1) 都立高等学校及び高等専門学校……都立高校入試相談コーナー 03(5320)6755
- (2) 都立特別支援学校幼稚部及び高等部……東京都就学相談室 03(5228)3433
- (3) 都立特別支援学校小学部及び中学部……転居先の区市町村教育委員会

6 その他

平成20年度都立高等学校等入学者選抜における取り扱い等については、別途決定する。

問い合わせ先	教育庁学務部高等学校教育課
	電話(直通)03-5320-6741
	教育庁学務部副参事(入学選抜担当)
	電話(直通)03-5320-6745
	教育庁学務部義務教育特別支援教育課
	電話(直通)03-5320-6758

